

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市条例第4号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例（平成12年鈴鹿市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				
別表第2（第2条関係）				
戸籍法（昭和22年法律第224号）関係				
手数料を徴収する事務		手数料の名称	手数料の金額	
			計算単位	金額
1	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍謄本若しくは抄本交付手数料又は <u>戸籍証明書交付手数料</u>	1通につき	450円
2	略	略	略	略
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

<p><u>4</u> 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく<u>除籍証明書</u>の交付</p>	<p>除かれた戸籍謄本若しくは抄本交付手数料又は<u>除籍証明書交付手数料</u></p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>

5	略	略	略	略
6	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>700円</p>
7	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは</p>	<p>届出若しくは申請の受理の証明書交付手数料、<u>届書</u>その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書交付手数料又</p>	<p>1通につき 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、</p>	<p>350円 1,400円</p>

	第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	は届書等情報の内容の証明書交付手数料	請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき	
8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他市町村長の受理した書類の閲覧手数料又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円

別表第4（第2条関係）

消防法（昭和23年法律第186号）関係

手数料を徴収する事務及び手数料の名称	手数料の金額				
	区分			金額	
略	略				
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料	ア～エ	略			
		オ	浮き屋根式特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき
		貯蔵所及	危険物の貯蔵最大数量が5,000	1件につき	1,720,000円

び浮 き蓋 付特 定屋	キロリットル以 上10,000キロリ ットル未満のも の	き	
外タ ンク 貯蔵 所	危険物の貯蔵最 大数量が10,000 キロリットル以 上50,000キロリ ットル未満のも の	1件 につ き	<u>1,920,000</u> 円
	危険物の貯蔵最 大数量が50,000 キロリットル以 上100,000キロ リットル未満の もの	1件 につ き	<u>2,360,000</u> 円
	危険物の貯蔵最 大数量が100,00 0キロリットル 以上200,000キ ロリットル未満 のもの	1件 につ き	<u>2,740,000</u> 円
	危険物の貯蔵最 大数量が200,00 0キロリットル 以上300,000キ ロリットル未満 のもの	1件 につ き	<u>5,640,000</u> 円
	危険物の貯蔵最	1件	<u>7,240,000</u>

		大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	につき	円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	8,790,000円
カ～シ 略				
略				

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
略			
57	略	略	略
58	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
59	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
60	略	略	略

備考

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

改正前

別表第2（第2条関係）

戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
			計算単位	金額
1	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	戸籍謄本若しくは抄本交付手数料又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料</u>	1通につき	450円
2	略	略	略	略

3	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した</u></p>	<p>除かれた戸籍謄本若しくは抄本交付手数料又は<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書交付手数料</u></p>	1通につき	750円

	書面の交付			
<u>4</u>	略	略	略	略
<u>5</u>	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しく	届出若しくは申請の受理の証明書交付手数料又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書交付手数料	1通につき 婚姻、離婚、 養子縁組、養 子離縁又は認 知の届出の受 理について、	350円 1,400円

	は第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき	
6	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書その他市町村長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円

別表第4（第2条関係）

消防法（昭和23年法律第186号）関係

手数料を徴収する事務及び手数料の名称	手数料の金額				
	区分			金額	
略	略				
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料	ア～エ	略			
		オ	浮き屋根式特定屋外タンク	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき
		貯蔵所及	危険物の貯蔵最大数量が5,000	1件につき	<u>1,410,000</u> 円

び浮	キロリットル以	き	
き蓋	上10,000キロリ		
付特	ットル未満のも		
定屋	の		
外タ	危険物の貯蔵最	1件	<u>1,590,000</u>
ンク	大数量が10,000	につ	円
貯蔵	キロリットル以	き	
所	上50,000キロリ		
	ットル未満のも		
	の		
	危険物の貯蔵最	1件	<u>1,950,000</u>
	大数量が50,000	につ	円
	キロリットル以	き	
	上100,000キロ		
	リットル未満の		
	もの		
	危険物の貯蔵最	1件	<u>2,270,000</u>
	大数量が100,00	につ	円
	0キロリットル	き	
	以上200,000キ		
	ロリットル未満		
	のもの		
	危険物の貯蔵最	1件	<u>4,550,000</u>
	大数量が200,00	につ	円
	0キロリットル	き	
	以上300,000キ		
	ロリットル未満		
	のもの		
	危険物の貯蔵最	1件	<u>5,820,000</u>

		大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	につき	円
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき	<u>7,070,000</u> 円
カ～シ 略				
略				

別表第5（第2条関係）

建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	
		区分	金額
略			
57	略	略	略
58	略	略	略

備考

略